時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊

○時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

◎對外思想（昨日の續）

歐洲の形勢及び其治亂の餘波は槪ね前節に記したるが如きものもあらんかと我輩の竊に推測する所なれば我國今日の計は列國戰雲の犧牲たらずして却て其仲間に入り其益友となるに在り、他の利益を妨げずして共に其利益を與にするの策の得たるものなれば近隣との國交にます〳〵親密を盡す可きは無論、歐洲諸國との關係は一層の注意を要することにして大に外交官の人撰を重んずべき筈なるに從來我公使に任ぜらるゝ人を見るに時としては人物の如何を問はずして單に儀式の目に具ふる者さへなきに非ず何故に斯くも外交に冷淡なるぞと尋ねて詮じ來れば畢竟我國人が對外の思想に乏しきが故なりと答へざるを得ず政府部內の長老中には自から敏腕の人もある可ければ之を精撰して公使に任じ以て國の重きを外に成すこそ國の爲め又長老の爲め却て本意となすべきに非ずや或は是れまでは內部の經營も一大事業たりしが故に爲めに勞する所も少なからざりしならんと雖も內部の事は假令へ二三の長老を欠けばとて左まで念となすに足らざるのみか長老の多きは却て政事社會に光景を添へて波瀾を促す樣の次第なれば斷然內顧の情を棄て海外に使し樽俎折衝の間に爲す所あらば其國交上に益ある可きは勿論、長老中より特撰の人とあれば人と共に任を重くして其海外に於ける一擧一動は悉く我內國民の耳目を引き由て以て一般の對外思想を誘起することもある可し例へば伊東、井上、大隈等の諸氏の如きは今の政局に直接の緣もなく自然屈指の中に入ることなるらん我輩は特に諸氏を推すに非ざれども方今の時勢に外交官の一類を諸外國へ對する儀禮の具と爲し恰も之を放棄して其利害を思ふことも深切ならず又政府の長老に於ても敢て自から之に任ぜんことを思はざるは日本國を通して對外の思想に疎なるが故なりと推測せざるを得ず公使にして既に斯の如し領事の人撰も亦兼て我輩の感服せざる所にして其外國貿易の爲めに効能の見る可きもの少なきは曾て時事新報紙上にも論じて讀者の聽を煩はしたることあり、次に國防の事も陸軍に厚くして海軍に薄きは何故なるや軍略上の事は我輩暫く之を云はず假に海陸の間更に輕重なしとするも所謂列國の仲間に入りて其益友となるべきものは海軍なり時々世界の各地を週航して國光を發揚するも海軍なり況んや貿易の誘導者となり輔護者となるも亦海軍なるに今日の海軍能く此大任に當るを得るや否や我輩の容易に保證すること能はざる所なり凡そ軍備を講ずるに要は先づ第一に其敵となし味方となすべきものを定むるに在り陸軍を以て國防の主要に置くは味方積りの點に於て如何なる說なるや之を知らざれども外交官及び國民が生存競爭に將た有事の際に列國の仲間に友たらんとするには海軍に力を加ふることそ普通の道理に叶ふものなるべきに其此の如くならざるは亦是れ對外の思想を以て世界の大勢より觀察せざるの一端なるべし

總じて我國民は內あるを知りて外あるを知らず歐化主義あり保守主義あり甚だしきは移殖論さへも此病に罹りて外交軍備すべて眞に對外の思想あるものとは祇做す可らざるが如し若しも我國をして積弱累弊の發すに一任せんと云はゞ即ち止む、苟も開國の國是を立て富强を以て世界に雄飛するの志望を抛たずんば外交なり海軍なり航海業なり擧國同心、あらん限りの力を盡して國勢の進步を計らざる可らずと雖も素より莫大の費用を要することなれば人民に於ても亦其負擔を辭せざると共に他百般の國費は之を節略するの道に出でざる可らず我輩は夙に內部の施政の成るべく簡易ならんを祈る者なれば外を務めて外に費すが爲めに內を略するは毫も以て憾みとなさず啻に之を憾まざるのみか寧ろ切望する者なれども國會を始め滔々たる世間は唯節略の一方に着眼して更に大に費すの要は捨てゝ顧みざるものゝ如し一篇の「對外思想」讀者の瀏覽を汚すことを得ば幸甚のみ　（畢）

官報

○大藏省告示第二十二號

一整理公債證書額面百萬圓

但發行價格額面百圓ニ付金九拾九圓貳拾九錢トス

右整理公債條例第六條第二項ニ據リ本月二十四日發行セリ

明治廿四年七月廿五日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○神戸通信　（七月二十二日發）

兵庫縣地價修正同盟委員會は昨二十一日午後一時より神戸諏訪山中常盤樓に於て開きしに出席者二十餘名にて東京の同盟委員會に出席せし名倉氏（播磨）上京中の模樣を報告し夫れより同氏座長となり東京同盟本部より申越の次第もあるにより本縣より委員一名を東京に常置するや否の協議を爲せしに上京せしむる事に決し之れを撰擧せしに名倉氏當撰せり夫より地方運動上の相談を爲し縣知事に面會して地價修正に關する意見を述ぶる事、各郡に於ても時々演說會を開き可成輿論を喚起する事、政府は請願書を呈出する事等を議決し午後七時頃散會したり其翌日右の決議に基き右委員中宇野文右衛門、河合半介外數氏打連て縣廳に出頭し周布知事に面會し宇野、河合兩氏より同縣地價修正の必要を縷陳せしに知事も充分取調の上其筋へも具申し可及的盡力すべしと答へ一同皆は意見のある所を述べ置き退廳したるが前日上京委員は當撰したり名倉氏辭任せしに付午後更に委員會を催ほし上京委員を撰擧せしに宇野文右衛門氏當撰し其他運動上に關し種々協議する所ありて退散したりと

○大津通信　（七月二十一日發）

○○○○代議士の候補者　滋賀縣第三區撰出衆議院議員伊庭貞剛氏の辭職は此の程許可されたるに付き來る二十八日補欠撰擧會を開く筈にて追々撰擧の期日も迫りたるに付き目下その競爭の熱度を增し蒲生、犬上、愛知三郡の有志者は現任縣會副議長中小路與平治氏を撰擧せんとし神崎、愛知二郡の自由黨員は現任縣會議員藤田治郎右衛門氏を撰擧せんとして雙方互に候補者の氏名を新聞紙上に廣告し或は各郡處々に演說會を開き以て自黨の勝利を得んと頻りに奔走し居りしが先づ今日の形勢にては十の七八まで中小路氏の勝利ならんといへり○滋賀縣商業學校　同校にては過日來教員中の葛藤より遂に教員と生徒との紛紜を惹起し生徒は教員の處置に對し大に激昂して處々に集會し第三級以上の生徒は一同袂を聯ねて退校せんとする模樣あり抑も此の紛紜の一原因とも稱すべきは教員等の欠勤より起りし事なれば今度縣廳に於ては同校の大改革を實行するよしなり○近江麻絲紡織會社の株主總會　は此の程大津玉屋町魚清樓に於て開會せしが本年上半季間に於ける損益勘定を聞くに收入金四萬六千五百九十一圓六錢八厘、支出金四萬三百八十四圓七十七錢七厘にして差引き當期純益金六千二百六圓二十九錢一厘、前季繰越金三千三百九十七圓五十六錢二厘、合計金九千六百三圓八十五錢三厘あり內金三千圓配當準備別段積立金、金六百二十圓準備積立金、金四百圓賞與金、金三百八十三圓八十五錢三厘繰越金、金五千二百圓當季配當金にして其利益配當金の割合は年六朱に當れりと○湖南汽船會社の計畫　當大津より栗太郡山田と野洲郡赤ノ井の二港へ小蒸汽船にて日々琵琶湖上を渡航し居る湖南汽船會社にては關西鐵道會社の鐵道線路を草津より山田まで延長せば其工事の幾分を助け同鐵道會社と連絡を通じ一層航湖に便ならしめ又京都疏水の通船とも連絡し京都山田間の渡航をも開始せんとの計畫にて同汽船會社の社長谷口嘉助氏及び重なる株主等は昨今專ら斡旋し居るよし○町村長會　滋賀郡町村長會は此度大津商工會議所に於て開會したりしが出席者十五名の外中西滋賀郡長及び郡書記等臨席し惡疫豫防上に付き縣知事の訓令に從ひ各町村に於て此際豫防の策を講ずることと目下緊急の要務なるを以て衞生委員設置條例及各個の規約として締結せんとする衞生組合規則等を草案し實施の方法如何を諮問し又村內養蠶に從事する者共同して養蠶組合規約を設け共同して精良の春蠶原紙を購買する事、共同養蠶飼育所を設け稚蠶を飼育する事、教師を聘して養蠶桑園等の改良を圖る事等の目的を達するため該規約の草案を示して意見を諮ひ又た同郡にては徵兵にかゝる非常召集實施の演習を執行したることなきに付き今回之を執行する事をも協議したるよし○限月米賣買者の處分　彥根物產會社長岩崎定次郎氏外十九名が限月米賣買違犯の廉を以て彥根區裁判所に於て百圓以下の罰金に處せられたることは曩に報せしが岩崎氏等は此の裁判を不當なりとして大津地方裁判所彥根支部へ控訴したるに付き同支部に於ては原裁判所が明治十六年第四號布告を適用したるは不當の裁判なり

として其言渡しを取消し更

告に依り裁判言渡しを爲せ

金百圓に支配人三谷源三郎

甚三郎、同森居三二の二氏

店前川重兵衛、同松本兵藏

同頑原惣吉、同北村常三郎、

田中小三郎の五氏は各罰金

十五圓以下三十圓以上の罰

の麥作　今度其筋にて調査

本年度田畑麥作の反別及び

如し

畑の部

	畑作付	此收穫高
大麥	一千九百八十八町九反	二萬五千五百五十八石
裸麥	五百五十二町四反	五千六百三十三石
小麥	六百八十八町二反	六千七百七十七石
計	三千二百二十七町五反	三萬七千三百六十八石

田畑作付合計一萬二千二百

十四萬三千六百二十五石に

高を前年に比較すれば全管

四町四反收穫高に五萬五千

く收穫を增加したる理由は、

かけ霖雨連りに至り爲めに

村落に至りては湖水漲溢等

遇せしに依り旁々以て本年

一般農家の作付反別を增加

分に成熟せしとに由るもの

は目下飼育中にて早きは四

三眠前後のもの最も多しと

と雖も發生の當時雨多く濕

共害の輕重を期するは四眠

八十五錢位なり春蠶の結果

しも日和續き氣候適順に經

ども夏蠶飼回りは堅く能

を發ゆるものあり恐れ氣候

藥一二回の不足に起因する

以上十一分以內なりと

○高知通信　（七月二十一

地主同盟會　特別地價修正

撰出代議士林有造氏の提出

諸氏も右問題に就ては第二

正と地租輕減の目的を達せ

願同盟會なるものを設立し重に地主を以て組織せり同會は高知に中央事務所を設け各郡村に委員五名を置き運動上に關する事務を整理し運動費としては田畑所有主より地租一圓に付金五厘を出金せしむるよしにて山田平左衛門、吉良順吉、坂本直寛、北川貞彥等の諸氏

○新橋橫濱間汽車時刻　新橋發（下り）午前六時（急行）、七時、八時、九時、九時卅五分（急行）、十時四十五分、十一時四十分、午後一時十分、二時廿分（急行）、三時三十五分、四時四十五分、五時五十五分、六時五十分（急行）、七時三十分、八時三十分、九時五十分（急行）、十一時十五分（同上）●橫濱發（上り）午前六時三十分、七時四十五分（急行）、八時二十分、九時二十分（急行）、十時十分、十一時二十五分（急行）、午後零時五十五分、一時五十分（急行）、二時五十五分、四時、四時五十一分（急行）、五時四十五分、七時五分、八時、八時五十八分（急行）、九時五十五分、十一時五分（急行）

○[illegible]國府津[illegible]　午前六時[illegible]九[illegible]分、八時二分、十時二十五分、十一時四十分、午後一時三十分、三時、四時三十分、五時四十五分、七時三十五分

○新橋神戸間發車時刻　新橋發　午前六時（神戸迄）、八時（大阪迄）、十一時四十分（神戸迄）、午後二時廿分（濱松迄）、三時卅五分（靜岡迄）、九時五十分（神戸迄）●靜岡發（下り）午前三時四十五分（神戸迄）、六時（同上）、午後零時[illegible]七分（同上）、三時卅分（大垣迄）、六時二十分（神戸迄）、八時五十五分（濱松迄）、○（上り）[illegible]午前二時五分（新橋迄）、五時十五分（同上）、[illegible]時五十[illegible]（同上）、十一時十七分（同上）、午後三時（同上）、五時廿分（同上）、八[illegible]

[illegible]松迄）、八時[illegible]十六分（同上）[illegible]分（新橋[illegible]

○[illegible]（小山[illegible]）[illegible]分、十一時[illegible]、午後二時二十分、五時廿五分[illegible]四分、午後四時十九分[illegible]